

蔵のまちお休み処（中村街園）

運営事業者公募要項

募集受付期間：令和8年1月13日(火)～令和8年2月10日(火)

半田市

蔵のまちお休み処（中村街園）運営事業者公募要項

1. 趣旨

半田運河周辺に来訪される来街者や観光客に対して「おもてなしの充実」を図るために飲食物や売店のサービスを提供するとともに、地域住民の憩いの場としての利便性を向上させるため、蔵のまちお休み処（中村街園）の運営事業者を公募します。

2. 蔵のまちお休み処（中村街園）の概要

（1）場 所 等

- ・場 所 半田市中村町二丁目12（別紙図面参照）
- ・建 物 木造瓦葺1階建
- ・床面積 11.47m²

（2）備付け設備等 水道（簡易温水機あり）、二層式シンク、エアコン

※備付け設備は、過去の運営事業者が残置したもの（平成22年頃設置）であり、半田市の所有物ではありません。必要に応じて、運営事業者によって新しく設備を設置・取り換えることは可能です。これらの設備は現時点で使用可能ですが、設置から相当期間が経過しており、老朽化が進んでいる点をご留意ください。

3. 運営事業者に求める基本要件

- （1）飲食物の提供もしくは売店の営業を円滑に行うことのできる方
- （2）半田運河周辺に来訪される来街者や観光客に観光案内等のおもてなしの心を持った対応ができる方
- （3）蔵のまちお休み処の運営だけでなく、半田運河周辺の住民や事業者、関係団体等と連携し、半田運河エリアの経済活性化や価値向上を共に考えることができる方

4. 募集条件

（1）施設貸与方法

行政財産目的外使用許可により建物を貸与します。

許可期間は、許可の日（令和8年4月1日を予定）から令和9年3月31日まで。

（期間更新する場合は、1年毎に使用許可手続きを実施します。）

(2) 使用料

半田市使用料条例に基づき算定した使用料を負担してください。

※参考：令和7年度の使用料 月額8, 540円

(3) 光熱水費

運営事業者が契約し、負担してください。また、トイレ及び外の蛇口の水道代を公園利用者の使用分も含めて負担してください。

(4) 営業日

週5日以上で、土日、祝日に営業をしてください。(年末年始等は除く)

あらかじめ定めた定休日以外に臨時休業する場合は、随時産業課へご相談ください。

※参考：MIZKAN MUSEUM (MIM) の営業時間等 (※MIM 公式 HP より)

営業時間 9時30分～17時00分 (最終受付15時15分)

休館日 木曜日、年末年始、お盆期間

(5) 営業時間

昼間(11時00分～14時00分)に関しては必ず営業をしてください。

早朝・夜間の営業に関しては、周辺住民の迷惑とならないよう十分配慮をしてください。

(6) 営業開始時期

令和8年4月1日（水）から令和8年4月15日（水）までの間に営業を開始してください。

(7) お休み処の機能等

飲食物の提供もしくは売店の機能を持たせた内容としてください。また、イベント・観光関連パンフレット等を設置してください。

なお、提供するサービスについては公序良俗に反しないものとし、詳細については、運営事業者と半田市の協議により決定します。

(8) 店舗の名称

蔵のまちお休み処の運営上の名称については、半田運河周辺に相応しいものとするため、運営事業者と半田市の協議により決定します。

(9) 公園

中村街園の美化に努めるとともに、公園の利用を妨げないよう配慮をしてください。なお、中村街園は、半田運河周辺の景観重点地区に位置するため、設置する設備や装飾は景観に配慮したデザインとしてください。また、営業に伴う騒音やごみの管理については、周辺住民への配慮を徹底してください。

(10) トイレ

トイレの日常的な清掃をすると同時に、営業時間中は公園利用者に開放し、営業時間外は施錠してください。また、消耗品（トイレットペーパー等）に係る費用は運営事業者が負担してください。

(11) 関係団体

地元の関係団体（半田商工会議所、市観光協会、商店街、市中心市街地活性化協議会）等と連携し、事業運営をしてください。

(12) 市への報告

運営事業者は、次の項目について市へ定期的に報告してください。

- ・ 売上、顧客数の報告（毎月）
- ・ 決算の報告（毎年）
- ・ 使用責任者、連絡先（毎年）

(13) その他

運営事業者は、行政財産目的外使用の手続きにより許可するものとし、最終的な条件等の詳細は「行政財産目的外使用許可書」の附帯事項の中で確認を行います。

5. 実施スケジュール

運営事業者の審査スケジュールは以下の通りです。

公募開始（エントリー・書類提出）	令和8年1月13日(火)
半田運河エリア活性化に関する研修会	①令和8年1月21日（水）10時～11時 ②令和8年2月11日（水・祝）10時～11時
応募エントリー締め切り	令和8年2月10日(火) (WEB フォーム)
必要書類 提出期限	令和8年2月16日(月)16時まで (WEB フォーム、郵送または持参)
書類選考結果の通知	令和8年2月24日(火)
プレゼンテーション審査会	令和8年3月4日(水)10時～12時
審査結果の通知	令和8年3月10日(火)
審査結果の公表	令和8年3月下旬

※事務の都合上により、変更する場合があります。

6. 応募手続きについて

応募方法等は、次の通り実施します。

（1）公募要項等の配布

以下を本市ホームページにて配布します。

○運営事業者公募要項

○評価基準

（2）応募のエントリー

応募を希望される方は、下記WEBフォームより必要事項を入力いただき、事前にエントリーをしてください。

▼『蔵のまちお休み処（中村街園）運営事業者公募 エントリーフォーム』

<https://logoform.jp/form/tY8C/1363486>



エントリー申込期限 令和8年2月10日(火)

【注意】

- 申し込み後にエントリーを辞退する場合は、事務局（産業課商工担当）までご連絡ください。
産業課商工担当 0569-84-0634（直通）

（3）研修会の参加

半田運河エリアの活性化に関連した企画の提案をいただきたいため、企画書作成前に参加者向けの事前研修会を実施します。

応募を希望される方は、『半田運河エリア活性化に関する研修会』に参加をしてください。

《半田運河エリア活性化に関する研修会》

日時：①令和8年1月21日（水）10時～11時

②令和8年2月11日（水・祝）10時～11時

場所：_unga（スペースウンガ）

半田市中村町1-40 国指定重要文化財小栗家住宅内

講師：半田市観光協会 榊原 宏 氏、鈴木 晶子 氏

内容：
・半田市の中心市街地活性化における半田運河エリアの現状と課題
・現地視察

【注意】

- 参加申し込みについては、運営事業者公募エントリーのフォームにて行います。
- 両日程同じ内容を予定しています。都合がよい日程にご参加ください。
- 可能な限り提示している2日程のいずれかにご参加いただくようお願いいたします。どうしても日程が合わない場合は事務局（産業課商工担当）にご相談ください。

（4）必要書類の提出

提出書類	①企画書 ②商業・法人登記簿謄本〔原本〕＊3ヶ月以内に発行されたもの 注) 申込者が個人の場合は住民票の写し ③定款 注) 申込者が任意団体等の代表者である場合、規約等
------	---

	<p>の当該団体の内容がわかる書類</p> <p>④最近3ヵ年分の決算書（貸借対照表・損益計算書等） ※新規参入事業者に関しては別途ご相談ください</p> <p>⑤既存の店舗において取得した許可証、免許等の写し</p>
提出方法	WEB フォーム、郵送または持参いずれかの方法
提出先	<p>【提出用 WEB フォーム】</p> <p>https://logoform.jp/form/tY8C/1363600</p>  <p>【郵送・持参の場合】</p> <p>〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地 半田市役所3階 市民経済部産業課商工担当</p>
提出期限	令和8年2月16日（月）16時00分まで（期限内必着）

【注意】

- 必要書類は全て揃えて提出してください。
- 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- 提出された書類は全て部外秘とします。
- 上記書類のほか、半田市が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- WEB フォームで提出する場合は、書類の文字等が鮮明に判読できるよう、スキャンデータまたは鮮明な写真を用いて、読みやすい状態でご提出ください。
- 企画書の作成費用や郵送費用等応募申込に要する費用は、申込人の負担となります。

（5）企画書の内容

企画書の内容について、以下の項目を必ず記載してください。

項目	内 容
1. 店舗概要・基本情報	
①店舗のコンセプト	店舗運営の基本方針や特徴、魅力について記載すること。
②提供する飲食物 ・売店のメニューの内容 と価格	提供予定のメニューや販売品目の内容、価格帯の一覧及び販売方法の概要を記載すること。 提供メニューについて、工夫する点があれば記載すること。
③店舗のレイアウト	店舗内の見取り図（平面図等）を添付すること。設置を予定している設備・機械類についても記載すること。

④従業員の配置及び教育体制	従業員の勤務体制（時間帯別の配置等）や教育・研修の考え方等を記載すること。
⑤営業日・営業時間	営業日・営業時間の予定を明示すること。
2．実績・工夫・サービス	
⑥過去の運営実績	半田運河周辺やその他地域のイベント・マルシェ等での活動歴があれば記入すること。
⑦来街者・観光客への配慮やサービスの工夫	多様な来訪者への配慮や観光ニーズ・季節に応じたサービス内容の工夫点があれば記載すること。
⑧情報発信・集客の方法	利用促進のための具体的な情報発信や集客の方法（SNSの活用、WEBサイト等）等の工夫点があれば記載すること。
3．運営計画・体制	
⑨収支計画・資金計画	収支予算書や資金計画書を作成し、安定的な運営の見通しを示すこと。
⑩営業開始までの予定スケジュール	準備から営業開始までの工程を分かりやすくまとめること。
⑪必要な許可や届出の取得状況	営業に必要な許可、届出等について現況および取得予定を記載すること。
4．エリア活性化への提案	
⑫半田運河エリア活性化に向けた提案	<p>半田運河エリアの賑わい創出に向けた将来像や期待、出店者としての関わり方や具体的な取り組みについて提案すること。</p> <p>※背景：半田市は中心市街地活性化を目指し公民連携で施策を推進しています。中村街園は半田運河エリアの貴重な公共用地で、多くの観光客・市民が訪れる場所です。出店者には、中村街園周辺およびエリア全体の賑わい創出に貢献いただくことを期待しています。</p>

7. 審査方法等について

審査方法等については、次のとおりです。

（1）審査方法（運営事業者決定手続き）

①書類審査

提出書類を基に書類審査を実施します。

- ・ 応募要件の適合性や企画書の充実度を総合的に評価します。
- ・ 書類審査の結果は、令和8年2月24日(火)頃に通知いたします。

②プレゼンテーション審査

書類審査を通過した応募者を対象にプレゼンテーション審査を実施し、半田市の審査員4名による審査会にて審査を行います。

審査時間は、1組あたり30分程度（プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度）を予定しています。

«プレゼンテーション審査会»

日時：令和8年3月4日（水） 10時～12時（予定）

場所：半田市役所

【注意】

- ・ プrezentationの順番は、本市で決定した順番とします。
- ・ 審査会の詳細は、書類審査の通過者のみに書類審査結果と併せて通知します。

(2) 審査基準

審査については、別に定める「評価基準」により評価点を算定し、評価点の合計が最大の者を運営事業者に選定します。なお、合格基準点は評価点の6割とし、評価点の合計で最大の者が複数ある場合は、審査会の合議により決定します。

(3) 決定時期及び審査結果の通知

- ・ 運営事業者の決定は、令和8年3月10日（火）を予定しています。
- ・ 審査結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に電子メールで通知します。
- ・ 審査結果の異議申し立ては受け付けません。

(4) 運営事業者の公表

運営事業者の決定については、令和8年3月下旬に半田市ホームページで公表します。

以上

■問合せ・連絡先

半田市 市民経済部産業課 商工担当

住 所: 〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

電 話: 0569-84-0634 (直通)

E メール: sangyo@city.handa.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.handa.lg.jp/>